

年管管発 1022 第 6 号

平成 25 年 10 月 22 日

日本年金機構

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公 印 省 略)

国民年金法第 89 条第 2 号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 110 号。以下「事業改善法」という。）に基づき、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 89 条第 2 号に規定する法定免除該当者等の生活保護受給情報を福祉事務所等保護の実施機関（以下「福祉事務所等」という。）に情報提供を求める具体的な依頼方法及び事務処理方法については、以下のとおりとしたので、管内の市町村と協力連携を図り、遺漏がないように取り計らいたい。

なお、本取り扱いについては、別添のとおり、「国民年金法第 89 条第 2 号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」（平成 25 年 10 月 22 日付年管管発 1022 第 7 号）により地方厚生（支）局年金調整課（年金管理課）長あて通知を発出し、また、社会・援護局保護課から福祉事務所等への連絡が行われることを申し添える。

記

第 1 福祉事務所等に対する情報提供の依頼に関する事項

1 情報提供依頼の趣旨等

(1) 情報提供の依頼の根拠条文

事業改善法により厚生労働大臣は保険料に関する処分に関し必要があるときは、官公署に対して必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができるとされた（法第 108 条第 2 項）。

(2) 生活保護等と法定免除等の関係

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活扶助の受給者は、法第 89 条第 2 号の規定により法定免除に該当する。

また、生活保護法に基づく生活扶助以外の扶助の受給者及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号都道府県知事あて厚生省社会局長通知)に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに準じた保護を受けている外国人(以下「保護受給外国人」という。)は法第90条の申請免除対象者に該当する。

(3) 情報提供の依頼の趣旨

上記(2)の免除の対象者を把握するために福祉事務所等に対し、新たに生活扶助を受給することとなった者(法免該当者)、生活扶助を受給しなくなった者(法免非該当者)、新たに生活扶助以外の給付を受給することとなった者並びに保護受給外国人(申免対象者)に関する情報(以下「生活保護情報」という。)の提供を求めるものとする。

2 福祉事務所等に対する情報提供の依頼に関する事務の取扱い

(1) 情報提供を求める事項

原則として、以下の生活保護情報の提供を定期的に求めること。

なお、情報提供の依頼にあたっての実施方法や頻度等の詳細については、個別に市町村の国民年金担当部局又は福祉事務所等と事前に協議の上、実施すること。

- ① 基礎年金番号
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ 保護開始(廃止)年月日
- ⑧ 扶助の種類(生活保護法に基づく生活扶助以外の扶助情報の提供を受ける場合)

(2) 情報提供の依頼先

生活保護の実施機関が都道府県及び市であることから、原則として市町村の国民年金担当部局を経由して、福祉事務所等に対して定期的に情報提供を依頼すること。

なお、町村の国民年金担当を経由して情報提供を受けることが困難な場合は、都道府県が設置する福祉事務所等に情報提供を依頼すること。

第2 情報受領後の事務の取扱いに関する事項

1 法定免除該当等に関する事務の取扱い

(1) 法定免除の届出勧奨(生活扶助を受けている者)

福祉事務所等から提供された生活保護情報により、生活保護法に基づく生活扶助を受けている者を確認し、国民年金保険料免除理由該当届(以下「法免該当届」という。)の届出がなされていない者に対して、提出期限を付して、法免該当届の届出勧奨を行うこと。

(2) 免除等の申請勧奨（生活扶助以外の扶助等を受けている者）

福祉事務所等から提供された生活保護情報により、生活保護法に基づく生活扶助以外の扶助を受けている者及び保護受給外国人を確認し、法第90条に規定する国民年金保険料の免除等（以下「免除等」という。）の申請がなされていない者に対して、提出期限を付して、国民年金保険料免除・納付猶予申請書等（以下「免除申請書等」という。）の申請勧奨を行うこと。

(3) 法定免除の該当処理の事務の取扱い

上記（1）による法免該当届の届出勧奨を行ったにもかかわらず、一定期間、届出がない場合は、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「施行規則」という。）第75条ただし書きに基づき法定免除の該当の処理を行い、該当者に国民年金保険料免除理由該当通知書を送付すること。

2 法定免除の非該当に関する事務の取扱い

(1) 法免消滅届の届出勧奨

福祉事務所等から提供された生活保護情報のうち、生活扶助を受給しなくなった法定免除の該当者に対して、国民年金保険料免除理由消滅届（以下「法免消滅届」という。）の届出勧奨を行うこと。

当該法定免除の要件に該当しなくなった者については、その多くが申請による免除等の対象者となることを踏まえ、法免消滅届と併せて免除申請書等の申請勧奨を行うこと。

なお、生活保護が廃止された者のうち、その年の1月1日現在において生活扶助を受給していた場合は、原則として、市町村から申告義務のない者であること等を明記するよう当該市町村に求め、申請免除審査を行うこと。

(2) 法定免除の非該当処理の事務の取扱い

法免消滅届の届出勧奨を行ったにもかかわらず、一定期間、法免消滅届の届出がない場合は、施行規則第76条ただし書きに基づき法定免除の非該当処理を行い、該当者に国民年金保険料免除理由消滅通知を送付すること。

第3 国民年金事務費交付金に関する事項

市町村からの生活保護情報の提供は、協力連携事務として国民年金等市町村事務費交付金の措置の対象となること。

なお、都道府県が設置する福祉事務所等から情報が提供される場合には当該交付金の対象とはならないこと。

別 添

年管管発 1022 第 7 号

平成 25 年 10 月 22 日

地方厚生（支）局

年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（ 公 印 省 略 ）

国民年金法第 89 条第 2 号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 110 号。以下「事業改善法」という。）に基づき、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 89 条第 2 号に規定する法定免除該当者等の生活保護受給情報を福祉事務所等保護の実施機関（以下「福祉事務所等」という。）に情報提供を求める具体的な依頼方法及び事務処理方法については、以下のとおり取り扱うこととしたので、御了知のうえ、貴管内の市町村への周知方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、本取り扱いについては、別添のとおり、「国民年金法第 89 条第 2 号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」（平成 25 年 10 月 22 日付年管管発 1022 第 6 号）により日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知を発出し、また、社会・援護局保護課から福祉事務所等への連絡が行われることを申し添える。

記

第 1 福祉事務所等に対する情報提供の依頼に関する事項

1 情報提供依頼の趣旨等

（1）情報提供の依頼の根拠条文

事業改善法により厚生労働大臣は保険料に関する処分に関し必要があるときは、官公署に対して必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができるとされた（法第 108 条第 2 項）。

（2）生活保護等と法定免除等の関係

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活扶助の受給者は、法第 89 条第 2 号の規定により法定免除に該当する。

また、生活保護法に基づく生活扶助以外の扶助の受給者及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号都道府県知事あて厚生省社会局長通知)に基づき、一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに準じた保護を受けている外国人(以下「保護受給外国人」という。)は法第90条の申請免除対象者に該当する。

(3) 情報提供の依頼の趣旨

上記(2)の免除の対象者を把握するために福祉事務所等に対し、新たに生活扶助を受給することとなった者(法免該当者)、生活扶助を受給しなくなった者(法免非該当者)、新たに生活扶助以外の給付を受給することとなった者並びに保護受給外国人(申免対象者)に関する情報(以下「生活保護情報」という。)の提供を求めるものとする。

2 福祉事務所等に対する情報提供の依頼に関する事務の取扱い

(1) 情報提供を求める事項

原則として、以下の生活保護情報の提供を定期的に求めること。

なお、情報提供の依頼にあたっての実施方法や頻度等の詳細については、個別に市町村の国民年金担当部局又は福祉事務所等と事前に協議の上、実施すること。

- ① 基礎年金番号
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ 保護開始(廃止)年月日
- ⑧ 扶助の種類(生活保護法に基づく生活扶助以外の扶助情報の提供を受ける場合)

(2) 情報提供の依頼先

生活保護の実施機関が都道府県及び市であることから、原則として市町村の国民年金担当部局を経由して、福祉事務所等に対して定期的に情報提供を依頼すること。

なお、町村の国民年金担当を経由して情報提供を受けることが困難な場合は、都道府県が設置する福祉事務所等に情報提供を依頼すること。

第2 情報受領後の事務の取扱いに関する事項

1 法定免除該当等に関する事務の取扱い

(1) 法定免除の届出勧奨(生活扶助を受けている者)

福祉事務所等から提供された生活保護情報により、生活保護法に基づく生活扶助を受けている者を確認し、国民年金保険料免除理由該当届(以下「法免該当届」という。)の届出がなされていない者に対して、提出期限を付して、法免該当届の届出勧奨を行うこと。

(2) 免除等の申請勧奨（生活扶助以外の扶助等を受けている者）

福祉事務所等から提供された生活保護情報により、生活保護法に基づく生活扶助以外の扶助を受けている者及び保護受給外国人を確認し、法第90条に規定する国民年金保険料の免除等（以下「免除等」という。）の申請がなされていない者に対して、提出期限を付して、国民年金保険料免除・納付猶予申請書等（以下「免除申請書等」という。）の申請勧奨を行うこと。

(3) 法定免除の該当処理の事務の取扱い

上記（1）による法免該当届の届出勧奨を行ったにもかかわらず、一定期間、届出がない場合は、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「施行規則」という。）第75条ただし書きに基づき法定免除の該当の処理を行い、該当者に国民年金保険料免除理由該当通知書を送付すること。

2 法定免除の非該当に関する事務の取扱い

(1) 法免消滅届の届出勧奨

福祉事務所等から提供された生活保護情報のうち、生活扶助を受給しなくなった法定免除の該当者に対して、国民年金保険料免除理由消滅届（以下「法免消滅届」という。）の届出勧奨を行うこと。

当該法定免除の要件に該当しなくなった者については、その多くが申請による免除等の対象者となることを踏まえ、法免消滅届と併せて免除申請書等の申請勧奨を行うこと。

なお、生活保護が廃止された者のうち、その年の1月1日現在において生活扶助を受給していた場合は、原則として、市町村から申告義務のない者であること等を明記するよう当該市町村に求め、申請免除審査を行うこと。

(2) 法定免除の非該当処理の事務の取扱い

法免消滅届の届出勧奨を行ったにもかかわらず、一定期間、法免消滅届の届出がない場合は、施行規則第76条ただし書きに基づき法定免除の非該当処理を行い、該当者に国民年金保険料免除理由消滅通知を送付すること。

第3. 国民年金事務費交付金に関する事項

市町村からの生活保護情報の提供は、協力連携事務として国民年金等市町村事務費交付金の措置の対象となること。

なお、都道府県が設置する福祉事務所等から情報が提供される場合には当該交付金の対象とはならないこと。